

西宮市議会議場説明用持込物品等に関する要綱

(平成 27 年 11 月 24 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本会議における代表質問、一般質問又は質疑において、説明のため議場に持ち込んで使用する、パネル、写真その他の物品、及び紙資料の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 説明用持込物品等 本会議における代表質問、一般質問又は質疑において説明のため議場に持ち込んで使用する、パネルその他の物品、及び紙資料をいう。
- (2) 説明用パネル 説明用持込物品等のうち、説明のため議員が使用するパネルをいう。
- (3) 説明用紙資料 説明用持込物品等のうち、説明のため議員が使用する新聞紙、書籍の類その他の印刷物をいう。
- (4) 配付紙資料 説明用持込物品等のうち、議員、理事者、傍聴人等に配付される紙資料をいう。
- (5) 説明用持込物品 説明用持込物品等のうち、説明用パネル、説明用紙資料及び配付紙資料を除いた一切の物品をいう。

(基本的考え方)

第 3 条 説明用持込物品等の使用にあたっては、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 説明用持込物品等の使用は、発言の内容について相手方の理解を高めることを旨として、あくまでも説明の補助手段であること。
- (2) 説明用持込物品等の使用は、必要な範囲内に限ること。
- (3) 説明用持込物品等の内容が著作権その他の知的財産権を侵害しないものであること。
- (4) 説明用持込物品等の内容が通常他人に公表されたくない個人情報を含まないものであること。
- (5) 発言にあたっては、説明用持込物品等を参照しなくても会議録を読んで当該発言の趣旨が理解できるように努めること。

(使用の届出)

第 4 条 本会議における代表質問、一般質問又は質疑（以下「代表質問等」という。）において説明用パネルを使用しようとする者は、当該質問又は質疑を行う日の前日（市の

休日を除く。)の午後5時までに、議長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定は、写真のみを説明用持込物品等として使用する場合に準用する。
- 3 代表質問等において配付紙資料を使用しようとする者は、当該質問又は質疑を行う日の前日の午後3時までに議長に届け出なければならない。この場合には、併せてその配付紙資料の電子データを同日の午後3時までに議長に提出し、及び紙媒体を同日の午後5時までに議長に必要部数持参しなければならない。
- 4 代表質問等において説明用紙資料を説明用持込物品等として使用する場合は、届出を要しないものとする。

(使用の承認)

第5条 代表質問等において説明用持込物品を使用しようとする者は、あらかじめ、議長の承認を受けなければならない。ただし、写真のみを使用する場合を除く。

- 2 前項の承認を受けようとする者は、代表質問又は一般質問における使用にあつては当該質問に係る発言通告書の提出期限までに、質疑における使用にあつては当該質疑を行う日の3日前(市の休日を除く。)の正午までに、使用申請書を議長に提出しなければならない。

(使用の禁止)

第6条 次の各号のいずれかに該当する物品については、説明用であっても議場に持ち込むことを禁じ、議長は、前条第2項の申請があつてもこれを却下することができる。

- (1) 生き物
- (2) 液体
- (3) 危険物
- (4) 飛散するもの
- (5) 銃刀等、法で所持が禁止されているもの

(承認の基準等)

第7条 議長は、承認の申請が次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、承認をしてはならない。

- (1) 説明用持込物品の内容が著作権その他の知的財産権を侵害すると認められるもの
- (2) 説明用持込物品の内容が個人又は団体の権利利益を侵害すると認められるもの
- (3) 説明用持込物品の内容が公序良俗に反すると認められるもの
- (4) 説明用持込物品の内容が広告、宣伝、勧誘その他の営利又は宗教活動を目的とする内容を含むと認められるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、説明用持込物品の内容又は使用方法が適当でないことと認められるもの

められるもの

- 2 議長は、前条各号又は前項各号に規定する要件に該当するかどうか疑義があるとき、その他必要があると認めるときは、議会運営委員会の意見を聴くことができる。
- 3 前項の議会運営委員会は、代表質問又は一般質問における使用申請にかかるものにあつては発言通告日後の休会中に、質疑における使用申請にかかるものにあつては当該質疑が行われる日の前日（市の休日を除く。）までに、開催するものとする。
- 4 議長は、前条各号及び第1項各号に規定する要件に該当するおそれがないものとして、第2項に規定する意見聴取を経ず使用を承認したときは、速やかに議会運営委員にその旨報告するものとする。

（承認の取消し）

第8条 議長は、第5条第1項の承認を受けた者がこの要綱の規定の趣旨に違反することとなつたときは、その承認を取り消すことができる。

（会議録における取扱い）

第9条 議長は、説明用パネル又は説明用持込物品の使用があつたときは、会議録にその旨を表記する。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、説明用持込物品等の取扱いに関し必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年12月定例会から実施する。

付 則

この要綱は、平成30年6月定例会から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年6月定例会から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年9月定例会から実施する。